

事務連絡  
令和4年3月28日

居宅介護支援事業所 各位

みよし広域連合介護保険センター所長  
(公印省略)

### 短期入所の長期利用の届出に係る運用見直しについて

平素からみよし広域連合の介護保険運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当連合では短期入所サービスを利用する際に長期利用となる場合は、届出を提出していただいているところではありますが、特別養護老人ホーム等の施設入所待ちで短期入所サービスが長期化しているケースが多く見受けられます。今後、短期入所の適正化を図るため、下記のとおり運用を見直すこととなりました。

各事業所におかれましては、引き続き居宅介護支援の基本方針（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）に沿った利用者への支援をいただくとともに、各サービスの趣旨に沿った適正な運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 適用開始日 令和4年4月1日
- 2 見直し内容 短期入所サービス長期利用報告書及び短期入所サービス長期利用理由書を提出する際は、「短期入所生活介護チェックシート」も併せて提出すること。
- 3 様式 別紙のとおり

※なお、みよし広域連合のホームページ(<https://www.miyoshikouiki.jp/bunya/kaigo/>)に様式を掲載しております。

みよし広域連合介護保険センター  
(資格給付係：西内)  
TEL：0883 - 76 - 0030